

# 令和3年度司法書士試験解答速報

## <午前部の試験・択一問題>

1	2	3	4	5	6	7
3	4	3	2	2	1	5
<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>13</b>	<b>14</b>
3	1	1	2	4	5	5
<b>15</b>	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>18</b>	<b>19</b>	<b>20</b>	<b>21</b>
4	2	4	4	5	3	4
<b>22</b>	<b>23</b>	<b>24</b>	<b>25</b>	<b>26</b>	<b>27</b>	<b>28</b>
5	3	1	5	4	5	4
<b>29</b>	<b>30</b>	<b>31</b>	<b>32</b>	<b>33</b>	<b>34</b>	<b>35</b>
3	5	3	2	4	4	1

(令和3年7月6日 10:00 現在)

この解答は、後日変更になる可能性があります。予めご了承ください。

# 令和3年度司法書士試験解答速報

## <午後部の試験・択一問題>

1	2	3	4	5	6	7
2	1	4	3	2	2	3
<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>13</b>	<b>14</b>
3	1	4	4	2	4	2
<b>15</b>	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>18</b>	<b>19</b>	<b>20</b>	<b>21</b>
2	4	5	5	1	5	1
<b>22</b>	<b>23</b>	<b>24</b>	<b>25</b>	<b>26</b>	<b>27</b>	<b>28</b>
3	1	5	1	2	5	1
<b>29</b>	<b>30</b>	<b>31</b>	<b>32</b>	<b>33</b>	<b>34</b>	<b>35</b>
5	1	1	2	2	5	4

(令和3年7月6日 10:00 現在)

この解答は、後日変更になる可能性があります。予めご了承ください。

**第36問**

**第1欄**

(1)

(2)

(3)

登記の目的	1番所有権登記名義人住所、名称変更	所有権移転	登記不要
申請事項等	登記原因及びその日付	平成24年4月6日商号変更 平成29年9月1日本店移転	令和3年6月1日会社分割
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 本店 秋田市大字南長池100番地1 商号 株式会社こまち 申請人 株式会社こまち	権利者 株式会社はやぶさ 義務者 株式会社こまち
添付情報	イ	ア、イ、ウ、コ	
登録免許税	金1,000円	金15万7,000円	

**第2欄**

(1)

(2)

(3)

(4)

登記の目的	1番根抵当権変更	1番根抵当権変更	1番共同根抵当権分割譲渡	登記不要
申請事項等	登記原因及びその日付	平成24年4月6日商号変更 平成29年9月1日本店移転	令和3年6月1日会社分割	令和3年6月10日分割譲渡
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 債務者の本店・商号 本店 秋田市大字南長池100番地1 商号 株式会社こまち 権利者 株式会社羽後銀行 義務者 株式会社はやぶさ	変更後の事項 債務者 秋田市大字南長池100番地1 株式会社こまち 秋田市大字南長池100番1地 株式会社はやぶさ 権利者 株式会社羽後銀行 義務者 株式会社はやぶさ	根抵当権の表示 平成4年7月13日受付 第19716号 原因 平成4年7月13日設定 極度額 金1500万円(分割後の原根抵当権の極度額金3000万円) 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 秋田市大字南長池100番地1 株式会社こまち 秋田市大字南長池100番地1 株式会社はやぶさ 共同担保 目録(け)第9470号 権利者 株式会社奥羽銀行 義務者 株式会社羽後銀行
添付情報	イ、ウ、エ、ス、セ	ウ、エ、ス、セ	エ、オ、キ、シ、ナ(株式会社はやぶさ)	
登録免許税	金2,000円	金2,000円	金3万円	

**第3欄**

(1)

(2)

(3)

登記の目的	1 番 (あ) 共同根抵当権変更	1 番 (い) 共同根抵当権変更	登記不要
申請事項等	登記原因及びその日付 令和 3 年 6 月 18 日変更	令和 3 年 6 月 18 日変更	
上記以外の申請事項等	変更後の事項 債権の範囲 銀行取引 手形 債権 小切手債権 電子記録 債権 令和 3 年 6 月 1 日吸収分 割前の株式会社はやぶさに対する債権 権利者 株式会社羽後銀行 義務者 株式会社はやぶさ	変更後の事項 債務者 秋田市大字南長池 100 番地 1 株式会社はやぶさ 権利者 株式会社はやぶさ 義務者 株式会社奥羽銀行	

#### 第 4 欄

①売買契約締結に当たって会社法上求められる手続  
株式会社はやぶさの株主総会において、利益相反取引に対する承認決議が必要である。

②当該売買契約に基づく登記を申請する場合に当該会社法上求められる手続との関係で提供しなければならない添付情報  
株主総会議事録

③上記①及び②の理由  
株式会社とその取締役との直接取引は利益相反取引に該当するので、登記原因が有効に生じていることの確認として、株主総会議事録の提供が必要となる。

#### 第 37 問

##### 第 1 欄

【登記の事由】  
会計監査人の変更  
株主名簿管理人の設置  
新株予約権の発行

【登記すべき事項】  
令和 3 年 3 月 23 日会計監査人山田つばさ重任  
令和 3 年 4 月 1 日設置  
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所  
東京都港区乙町一丁目 1 番地  
東証券代行株式会社 港支店  
本店 東京都渋谷区丙町二丁目 2 番地  
令和 3 年 4 月 1 日発行  
新株予約権の数 1300 個  
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法  
優先株式 13000 株  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 万円  
新株予約権を行使することができる期間  
令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで  
新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が死亡した場合には、相続人はその権利を行使することができない。

【登録免許税額】  
金 15 万円

【添付書面の名称及び通数】	
定款	1
通	
株主総会議事録	1
通	
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1
通	
取締役会議事録	1
通	
会計監査人の資格を証する書面	1
通	
募集新株予約権の申込みを証する書面	3
通	
株主名簿管理人との契約を証する書面	1
通	
委任状	1
通	

## 第 2 欄

【登記の事由】  
株式の譲渡制限に関する規定の変更  
新株予約権の一部消滅  
取締役、代表取締役、監査役の変更

【登記すべき事項】  
令和 3 年 6 月 30 日変更  
株式の譲渡制限に関する規定  
当社の普通株式を譲渡により取得する場合は、取締役会の承認を受けなければならない。  
同日次の者退任  
取締役 A、取締役 B、取締役 C、代表取締役 A、監査役 D  
同日次の者就任  
取締役 E、取締役 F、取締役 G、取締役 H、監査役 I、監査役 J  
千葉県松戸市丁町三丁目 4 番 1 号  
代表取締役 G

令和3年6月18日変更  
新株予約権の数 1100個  
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法  
優先株式 11000株

【登録免許税額】

金6万円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称, 住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)	1通
取締役の就任承諾書	4通
監査役の就任承諾書	2通
取締役会議事録	1通
代表取締役の就任承諾書は、取締役会議事録の記載を援用する。	
印鑑証明書	6通
委任状	1通

第3欄

[登記することができない事項]

支配人の選任

[理由]

取締役会の決議により支配人の選任を代表取締役に委任することができない。

資格スクール大栄